

北いわての地域課題の解決及び産業振興に向けた連携協力協定書

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と岩手県（以下「乙」という。）は、北いわての地域課題の解決及び産業振興に向けて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の密接な連携と協力のもと、取組プラットフォームの構築や産学官連携によるモデルプロジェクトの創出等を推進することで、地域の課題解決及び産業振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 第1条の目的を達成するため、甲と乙は共同で、次に掲げる事業に取り組むこととする。

- 一 「いわて県民計画 2019～2028」に掲げる「北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト」の推進に関する事
- 二 北いわての地域課題の解決及び産業振興に関する調査分析等に関する事
- 三 北いわての地域課題の解決及び産業振興に向けた甲を核とした取組プラットフォームの構築に関する事
- 四 北いわての地域課題の解決及び産業振興に関する県内外への情報発信や多様な関係者とのネットワーク構築に関する事
- 五 北いわての地域課題の解決及び産業振興に向けたモデルプロジェクトの創出・推進に関する事
- 六 北いわての地域課題の解決及び産業振興に向けた県内外の大学の知見を活用した研究開発及び人材育成に関する事
- 七 その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

（実施体制）

第3条 前条の取組を行うため、甲と乙は共同で研究部門を設置する。

- 2 部門の名称は、「北いわて産業・社会革新推進部門」とする。
- 3 部門に連絡会議を置き、事業に係る企画調整及び情報共有等を行う。
- 4 部門及び連絡会議の取りまとめ及びその他の事務は、甲と乙が共同で行う。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2023年3月31日までとする。ただし、この協定終了1ヶ月前までに甲及び乙から書面による別段の意思表示がないときは、この協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度、誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、各自1通を所持するものとする。

2019年4月11日

甲 公立大学法人
岩手県立大学 学長



乙 岩手県
岩手県知事

